

東京都「年収の壁を知る」 第1回オンラインセミナー

6/27（木） 13:30~15:30

講師：近藤先生（社労士）、森田先生（税理士）

<前半講義>

✓6つの壁の概要について

**✓社会保険に関係する2つの壁について
(106万円、130万円の壁)**

✓国、都の支援策について

そもそも、

年収の壁とは？？

年収が一定の金額を超えると、税金や社会保険料の負担が増えて手取り額が減る現象のこと



年収の壁を
超えちゃいそう
だな・・・

そのため税金や社会保険料がかからないよう、働く時間を抑える就業調整をしている方が多くいらっしゃいます

年収の壁のイメージ



出典：NHKニュース

年収の壁における、6つの壁

- 
- 100万 : **住民税課税**
住民税がかかりはじめる。
 - 103万 : **所得税課税**
所得税がかかりはじめる。
 - 106万 : **社会保険加入義務が発生**
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。
 - 130万 : **社会保険扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万
新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。
 - 150万 : **所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**
配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。
 - 201万 : **所得税配偶者特別控除がなくなる**
配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

年収の壁における、6つの壁

	妻の手取りに影響するもの			夫の手取りに影響するもの	
年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない			受けられる	受けられない
100万円超	かかる	かからない			
103万円超	かかる		かからない	受けられない	受けられる
106万円以上			かかる場合あり(注)		
130万円以上			かかる(夫の扶養からも外れる)		
150万円超					
201万円超					受けられない

年収の壁における、6つの壁

ポイント☆

- 年収の壁は、税（所得税・住民税）と社会保険、その両方が関係しているため、複雑です。
- 壁には大きく6つがあると言われており、それぞれの壁のしくみと影響度合いを知ることが、自分自身の働き方や、ひいては生き方を考えるうえで大切になります。

<前半講義>

✓6つの壁の概要について

**✓社会保険に関係する2つの壁について
(106万円、130万円の壁)**

✓国、都の支援策について

社会保険の概要

社会保険 とは？

国民の安心や生活の安定を支える社会保証制度のひとつで、厚生年金・健康・介護の3つから成る、強制加入の保険制度です。

厚生年金

老齢・障害・死亡等
伴う稼働所得の減少
を補填し、高齢者・
障害者および遺族の
生活を所得面から
保証する。

健康保険

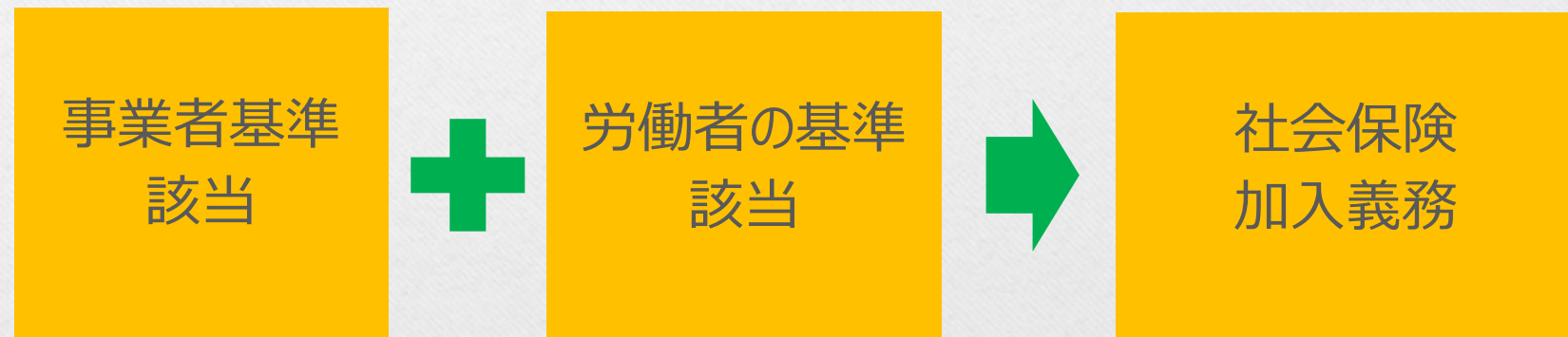
病気やけがをした
場合に、誰もが
安心して医療に
かかることができる
ための保険

介護保険

加齢に伴い要介護
状態になった人を
社会全体で支える
ための保険

社会保険の概要

- 社会保険は、会社員や公務員が、適用対象になっている場合、その勤め先で加入します。
- 事業者、労働者それぞれに適用対象基準があり、両方に適用となった場合、加入することになります。



※基準に該当していなくても、任意で適用している事業所もあります。

社会保険の概要

事業者基準



出典：厚労省

順次拡大してきており、今年10月から、
従業員数※51人以上の事業者も対象となります。

※適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）

社会保険の概要

労働者の基準

check

☐

週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は含みません。

check

☐

給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は含みません

check

☐

2ヶ月を超えて働く予定がある



check

☐

学生ではない



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

出典：厚労省

4つすべてに該当すると、社会保険加入基準適用になります。

社会保険の概要

ご参加の皆様は、
社会保険適用となっておられるでしょうか？
または、
これから適用となる見込みでしょうか？

社会保険の概要（社保加入メリット）

✓ 医療メリット

1分で分かる！動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、（医師の意見書が必要）

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。※1



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円（非課税） *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給与の2/3の金額が受け取れます。※2



出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円（非課税） *月額給与98,000円の場合

出典：厚労省

社会保険の概要（社保加入メリット）

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前（国民年金のみ）

加入後（国民年金＋厚生年金保険）



出典：厚労省

社会保険の概要（社保加入メリット）

＜加入年数と年間給与額ごとの厚生年金年額表＞

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

（単位：円）

出典：厚労省

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・

基礎年金分816,000円に、**厚生年金分149,200円が加算されます。**

65歳～80歳までの累計加算額は、なんと220万円超になります。

社会保険の概要（社保の保険料）

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.98%		11.58%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,788.4	2,894.2	6,716.4	3,358.2		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,786.4	3,393.2	7,874.4	3,937.2		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,784.4	3,892.2	9,032.4	4,516.2		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,782.4	4,391.2	10,190.4	5,095.2	16,104.0	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,780.4	4,890.2	11,348.4	5,674.2	17,934.0	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,379.2	5,189.6	12,043.2	6,021.6	19,032.0	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,978.0	5,489.0	12,738.0	6,369.0	20,130.0	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,776.4	5,888.2	13,664.4	6,832.2	21,594.0	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,574.8	6,287.4	14,590.8	7,295.4	23,058.0	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,373.2	6,686.6	15,517.2	7,758.6	24,522.0	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,171.6	7,085.8	16,443.6	8,221.8	25,986.0	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,970.0	7,485.0	17,370.0	8,685.0	27,450.0	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,968.0	7,984.0	18,528.0	9,264.0	29,280.0	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,966.0	8,483.0	19,686.0	9,843.0	31,110.0	15,555.00

※協会けんぽの場合

自己負担額（全額の1/2）

- ・介護保険に該当（40歳以上）：11.58%（健康保険料）+ 18.3%（厚生年金） $\div 2 \div 15\%$
- ・介護保険非該当（40歳未満）：9.98%（健康保険料）+ 18.3%（厚生年金） $\div 2 \div 14\%$

社会保険の概要

ポイント☆

社会保険に加入すれば、
社会保険料はかかってくるものの、

医療を受ける際のメリットや、
将来の年金の増額というメリットを享受することができ、
人生に「安心」と「安定」を得ることができます。

しかも、社会保険料の半分は、事業者負担となります。

106万円の壁

前述の労働者用の社会保険適用基準のうち、
「月額8.8万円」は、年額にすると105万6千円です。
→106万円の壁は、厳密に言えば“105万6千円の壁”です。

この年額を超えると社会保険適用となり、社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

※ただし、事業者用の基準や労働者用の他の基準を満たしていなければ、社会保険加入義務は発生しません。



社会保険加入
(保険料分、手取り額は減少)

106万円の壁

年額換算：105万6千円
→「106万円の壁」

労働者の基準

check ☐ 週の勤務時間が**20時間以上**

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
月	火	水	木	金	土	日
4h	6h	6h	4h	4h	0h	0h

※残業時間は含みません。

check ☐ 給与が月額**88,000円以上**

88,000円
以上

含まれないもの
・ 残業代
・ 賞与
・ 通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は含みません。

check ☐ **2ヶ月を超えて働く予定がある**

→

...

check ☐ **学生ではない**

※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

4つすべてに該当すると、社会保険加入基準適用になります。

出典：厚労省

106万円の壁

<前提> 配偶者年収：500万円（固定）

自分年収：①105万円→②106万円

		①	②
a.世帯収入（年収）	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	1,050,000	1,060,000
a.世帯収入（年収）		6,050,000	6,060,000
b.社会保険料	配偶者	735,048	735,048
	自分	0	157,764
b.社会保険料		735,048	892,812
c.所得税	配偶者	100,900	100,900
	自分	1,000	0
c.所得税		101,900	100,900
d.住民税	配偶者	208,800	208,800
	自分	11,000	5,000
d.住民税		219,800	213,800
e.控除合計（b+c+d）	配偶者	1,044,748	1,044,748
	自分	12,000	162,764
e.控除合計（b+c+d）		1,056,748	1,207,512
f.世帯手取り額（a-e）	配偶者手取り	3,955,252	3,955,252
	自分手取り	1,038,000	897,236
f.世帯手取り額（a-e）		4,993,252	4,852,488

年収は1万円アップ
するのに、



社会保険料が16万円弱ほど
発生（年収の約15%）

一方、既に発生している
所得税と住民税は減る



結果、手取り額は
14万円ほど減ってしまう

130万円の壁

前述の社会保険適用基準に関わらず、年収130万円を超えると、配偶者の社会保険の扶養から外れ、自分自身で社会保険に加入することになります。

社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

注) ご自身の年齢が60歳以上の場合は、180万円が基準となります。



130万円超

60歳以上の場合、
180万円超



社会保険加入
(保険料分、手取り額は減少)

配偶者の社会保険扶養
から外れるため

130万円の壁

<前提> 配偶者年収：500万円（固定）

自分年収：①129万円→②130万円

		①	②
	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	1,290,000	1,300,000
a.世帯収入（年収）		6,290,000	6,300,000
	配偶者	735,048	735,048
	自分	0	197,208
b.社会保険料		735,048	932,256
	配偶者	100,900	100,900
	自分	13,000	3,600
c.所得税		113,900	104,500
	配偶者	208,800	208,800
	自分	33,500	14,600
d.住民税		242,300	223,400
	配偶者	1,044,748	1,044,748
	自分	46,500	215,408
e.控除合計（b+c+d）		1,091,248	1,260,156
	配偶者手取り	3,955,252	3,955,252
	自分手取り	1,243,500	1,084,592
f.世帯手取り額（a-e）		5,198,752	5,039,844

年収は1万円アップ
するのに、

社会保険料が20万円弱ほど
発生（年収の約15%）

既に発生している所得税と
住民税は減る

結果、手取り額は
16万円弱ほど減ってしまう

＜前半講義＞

✓6つの壁の概要について

✓社会保険に関係する2つの壁について
(106万円、130万円の壁)

✓国、都の支援策について

国（厚労省）の支援策

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

東京都の支援策

令和
6年度

雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業
「年収の壁」対策支援奨励金

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

東京都

事前エントリーは
こちら

[ホーム](#) [事業概要](#) [手続きの流れ](#) [募集要項](#)

「年収の壁」対策

配偶者の収入要件がある
家族手当を見直す企業に

奨励金を交付

女性の活躍を応援する企業を募集！

「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、
手当見直し取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと。

- ① 配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する
- ② 配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える
- ③ 配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる

1 事業主
10万円
(1回のみ)

いわゆる配偶者手当を見直す企業に、10万円を交付します！

国、東京都の支援策

ポイント☆

- 106万円と130万円の年収の壁に対応する事業主に対し、3年間で最大50万円の交付金支給も含め、複数の支援策が講じられています。
- 皆様のお勤めの企業も、対象になっている可能性が高いです。
もしまだ活用がされていなければ、申請を提案してみるのも一つかもしれません！

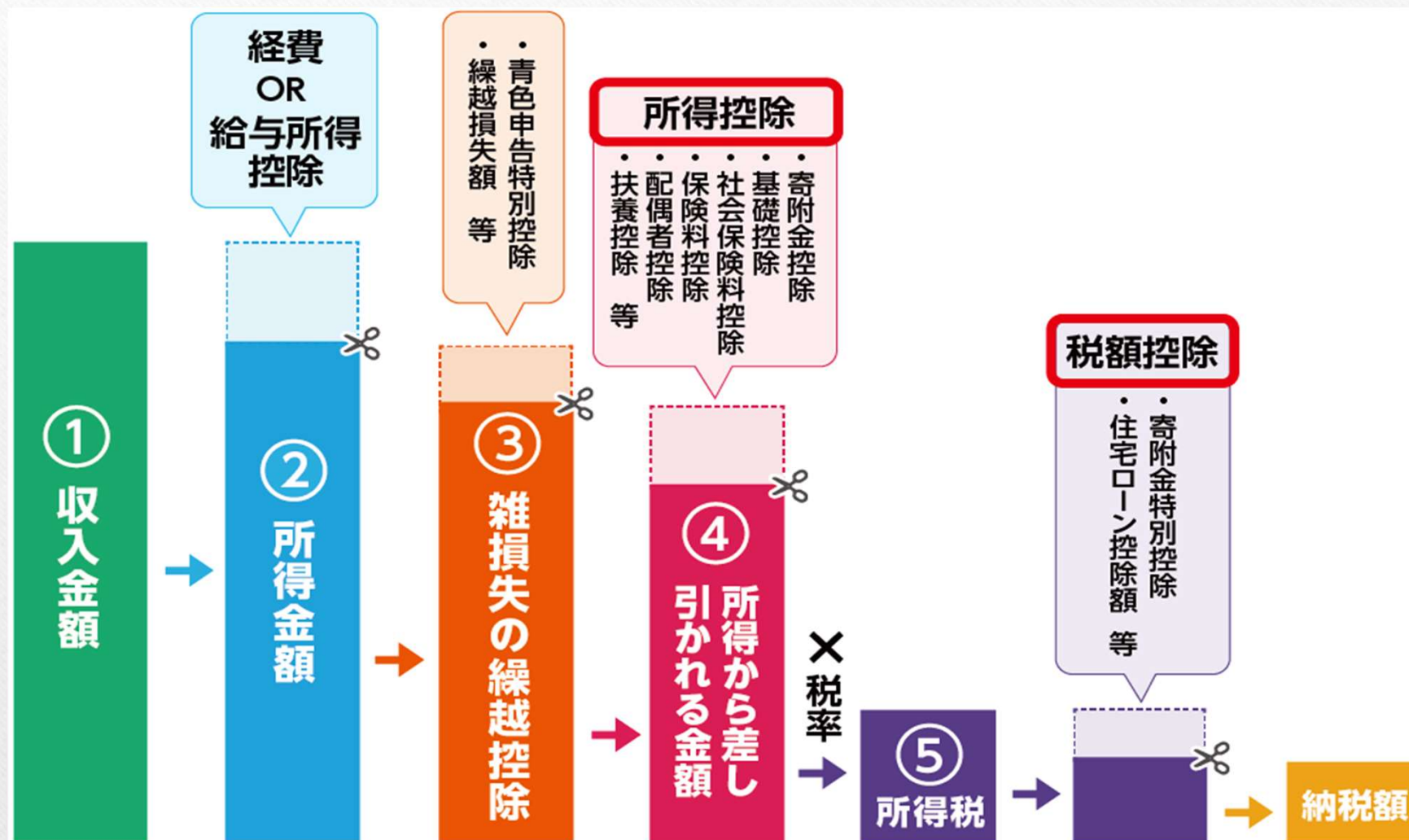
＜後半講義＞

✓所得税・住民税に係る4つの壁について
(100万円、103万円、150万円、201万円の壁)

✓年収の壁についての最新の動向

✓年収の壁を超えるメリットとデメリット

所得税額算出の概要



住民税額算出の概要

住民税



所得割
(都道府県分 +
市区町村分)



均等割
(都道府県分 +
市区町村分)

- 算出方法は所得税とほぼ同じだが、(単身世帯では) 給与所得額が45万円以内の場合は非課税となる。
- 税率は、都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。
例) 東京23区
 - ・都分 6%
 - ・区分 4%
 - ⇒合計10%

都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区

- ・都分 1,500円
- ・区分 3,500円
- ⇒合計5,000円

年収の壁と所得税・住民税の関係

ポイント☆

年収の壁には、所得税と住民税両方が関係している。
(一般的に、収入が上がれば税額も増える。)

また、ご自身の税額のみならず、配偶者の税額にも影響してくる。

そのため、年収の壁を考える際には、ご自身と配偶者両方の所得税額・住民税額をみていく必要がある。

100万円の壁

年収100万円を超えると、給与所得控除（55万円）を差し引いた給与所得額が45万円を超えてくるため、単身世帯の場合、住民税が課税される可能性があります。

この住民税額分、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。



自身の住民税が発生

但し、単身世帯の場合のみ

100万円の壁の計算例

＜前提＞ 配偶者年収：500万円（固定）
自分年収：①100万円→②101万円

		①	②
	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	1,000,000	1,010,000
a.世帯収入（年収）		6,000,000	6,010,000
	配偶者	735,048	735,048
	自分	0	0
b.社会保険料		735,048	735,048
	配偶者	100,900	100,900
	自分	0	0
c.所得税		100,900	100,900
	配偶者	208,800	208,800
	自分	0	8,000
d.住民税		208,800	216,800
	配偶者	1,044,748	1,044,748
	自分	0	8,000
e.控除合計（b+c+d）		1,044,748	1,052,748
	配偶者手取り	3,955,252	3,955,252
	自分手取り	1,000,000	1,002,000
f.世帯手取り額（a-e）		4,955,252	4,957,252

年収は1万円アップ
するのに、



住民税が新規に8千円ほど
発生するため、



結果、手取り額は
2千円ほど増にとどまる。

103万円の壁

年収103万円を超えると、給与所得控除（55万円）を差し引いた給与所得額が、基礎控除（48万円）を超えてくるため、ご自身に所得税が課税される可能性があります。

この所得税額分、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。



103万円の壁

<前提> 配偶者年収：500万円（固定）

自分年収：①103万円→②104万円

		①	②
	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	1,030,000	1,040,000
a.世帯収入（年収）		6,030,000	6,040,000
	配偶者	735,048	735,048
	自分	0	0
b.社会保険料		735,048	735,048
	配偶者	100,900	100,900
	自分	0	500
c.所得税		100,900	101,400
	配偶者	208,800	208,800
	自分	10,000	11,000
d.住民税		218,800	219,800
	配偶者	1,044,748	1,044,748
	自分	10,000	11,500
e.控除合計（b+c+d）		1,054,748	1,056,248
	配偶者手取り	3,955,252	3,955,252
	自分手取り	1,020,000	1,028,500
f.世帯手取り額（a-e）		4,975,252	4,983,752

年収は1万円アップ
するのに、

所得税が新規に発生する

既に発生している住民税も
当然増える

結果、手取り額は
8,500円ほど増にとどまる。

150万円の壁

ご自身の年収が150万円を超えると、配偶者の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が段階的に縮小し始めるため、配偶者の税額がそれに応じて増えていくことになります。

配偶者のこの増えた税額分、世帯としての可処分所得額が減ることになるため、「壁」と言われています。



配偶者の税額が
段階的に増え始める

150万円の壁

<前提> 配偶者年収：500万円（固定）

自分年収：①150万円→②151万円

		①	②
a.世帯収入（年収）	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	1,500,000	1,510,000
		6,500,000	6,510,000
b.社会保険料	配偶者	735,048	735,048
	自分	225,888	225,888
		960,936	960,936
c.所得税	配偶者	100,900	103,000
	自分	12,400	12,900
		113,300	115,900
d.住民税	配偶者	208,800	208,800
	自分	31,800	32,800
		240,600	241,600
e.控除合計（b+c+d）	配偶者	1,044,748	1,046,848
	自分	270,088	271,588
		1,314,836	1,318,436
f.世帯手取り額（a-e）	配偶者手取り	3,955,252	3,953,152
	自分手取り	1,229,912	1,238,412
		5,185,164	5,191,564

年収は1万円アップ
するのに、

配偶者の所得税が
2,100円ほど増える
+
自分の所得税も当然増える

自分の住民税も当然増える

結果、配偶者の手取り額が
2,100円ほど減る。
→世帯の手取り額は
6,400円ほど増にとどまる。

201万円の壁

ご自身の年収が201万円を超えると、配偶者の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額がゼロになるため、配偶者の税額が増えることになります。

配偶者のこの増えた税額分、世帯としての可処分所得額が減ることになるため、「壁」と言われています。



配偶者の税額が
増える

201万円の壁

<前提> 配偶者年収：500万円（固定）

自分年収：①201万円→②202万円

		①	②
	配偶者	5,000,000	5,000,000
	自分	2,010,000	2,020,000
a.世帯収入（年収）		7,010,000	7,020,000
	配偶者	735,048	735,048
	自分	304,776	304,776
b.社会保険料		1,039,824	1,039,824
	配偶者	136,700	139,700
	自分	27,500	28,000
c.所得税		164,200	167,700
	配偶者	238,800	241,800
	自分	61,500	62,300
d.住民税		300,300	304,100
	配偶者	1,110,548	1,116,548
	自分	393,776	395,076
e.控除合計（b+c+d）		1,504,324	1,511,624
	配偶者手取り	3,889,452	3,883,452
	自分手取り	1,616,224	1,624,924
f.世帯手取り額（a-e）		5,505,676	5,508,376

年収は1万円アップ
するのに、

配偶者の所得税が
3,000円ほど増える
+
自分の所得税も当然増える

配偶者の住民税が
3,000円ほど増える
+
自分の住民税も当然増える

結果、配偶者の手取り額が
6,000円ほど減る
→世帯の手取り額は
2,700円ほど増にとどまる。

所得税・住民税に関する4つの壁について

ポイント☆

- 100万円の壁と103万円の壁を超えると、ご自身に住民税・所得税が発生します。
- 一方で、ご自身が社会保険に加入していれば、その社会保険料（収入の約15%）は所得控除となるため、ご自身にかかる税額はかなり抑制されます。
- 150万円の壁と201万円の壁を超えると、配偶者の税額が増えていくことになります。

＜後半講義＞

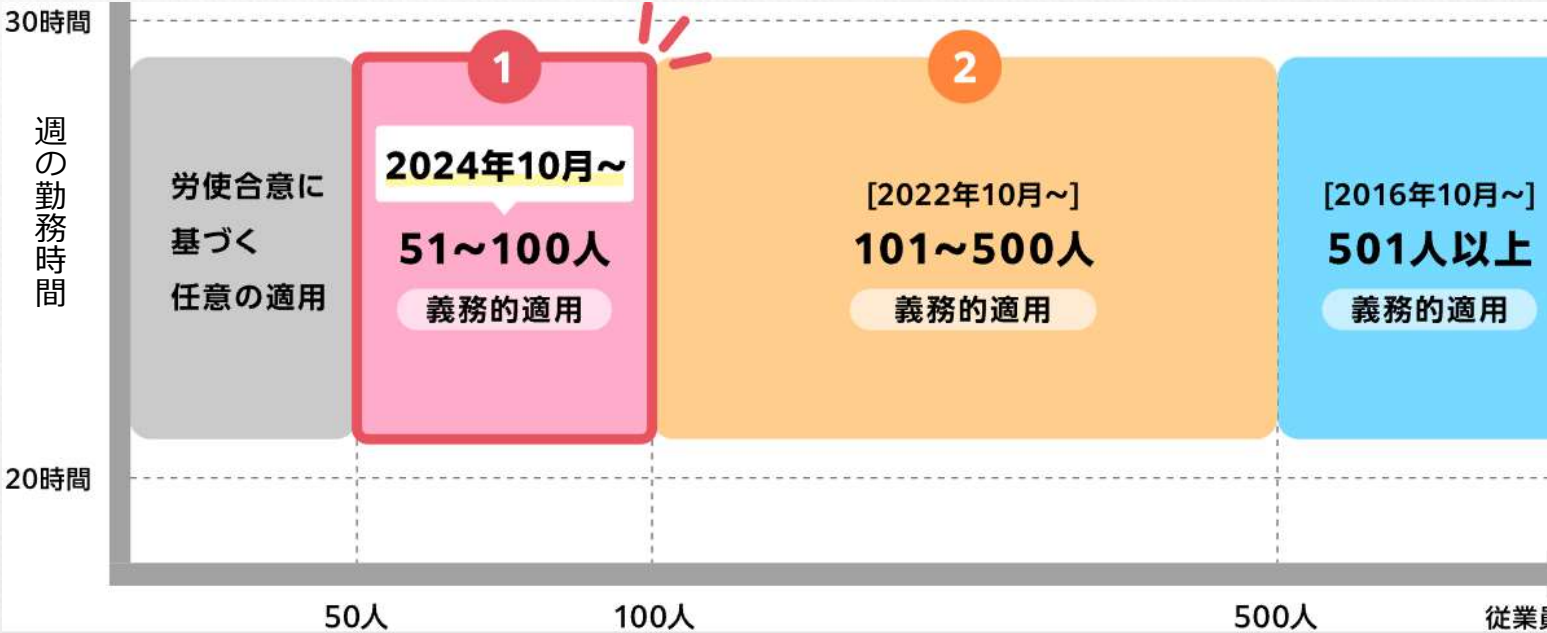
✓所得税・住民税に係る4つの壁について
(100万円、103万円、150万円、201万円の壁)

✓年収の壁についての最新の動向

✓年収の壁を超えるメリットとデメリット

社会保険の概要

事業者基準



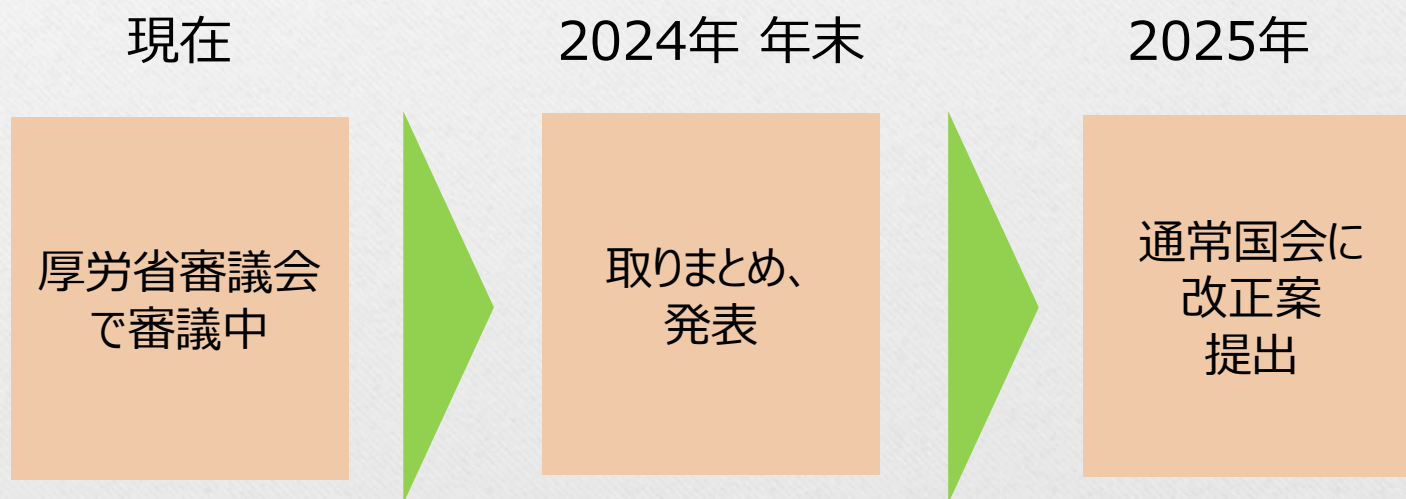
出典：厚労省

順次拡大してきており、今年10月から、
従業員数※51人以上の事業者も対象となります。
※適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）

2025年は年金制度改革の年

現在、2025年の次期年金制度改革へ向けた議論が厚生労働省の審議会で行われています。

今年の年末には、改正案の方向性が示される予定となっています。



2025年は年金制度改革の年

検証ポイント	方向性
厚生年金の対象	拡大（ほぼ全ての短時間労働者が対象に）
基礎年金の納付期間	延長（40年間→45年間）
基礎年金の給付抑制	早期停止
在職老齢年金	年金減額分を緩和し、高齢者の就労を促進
保険料の基準額	上限アップ

議論の的になっているのは大きく5項目あり、年収の壁に関しても、
社会保険適用事業所のさらなる拡大が検討されています。

国（厚労省）の支援策

再掲

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

東京都の支援策

再掲

令和
6年度 雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業
「年収の壁」対策支援奨励金

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

東京都

事前エントリーは
こちら

[ホーム](#) [事業概要](#) [手続きの流れ](#) [募集要項](#)

「年収の壁」対策

配偶者の収入要件がある
家族手当を見直す企業に

奨励金を交付

女性の活躍を応援する企業を募集！

「年収の壁」の原因の一つとなっている「配偶者の収入要件がある家族手当」について、
手当見直し取組期間（3か月）のうちに、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと。

- ① 配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する
- ② 配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える
- ③ 配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる

1 事業主
10万円
(1回のみ)

いわゆる配偶者手当を見直す企業に、10万円を交付します！

＜後半講義＞

✓所得税・住民税に係る4つの壁について
(100万円、103万円、150万円、201万円の壁)

✓年収の壁についての最新の動向

✓年収の壁を超えるメリットとデメリット

年収の壁を超えるメリット・デメリット

メリット

- （社会保険加入の場合）社会保険に加入することで、将来の安心と安定を得ることができます。しかもその保険料は労使折半で、厚労省の支援策により、当面負担は生じないような措置が取られています。
- 職場でのキャリアアップや昇給、やりがいアップにつながる可能性があります。

デメリット

- 社会保険料や税金の増額分、手取り額が収入額から減ります。
※社会保険料に関しては、厚労省により当面は支援措置が取られています。
- 配偶者のお勤め先から、いわゆる配偶者手当を受け取れなくなる可能性があります。
※ただし、配偶者手当制度そのものの見直しが迫られる流れとなっています。

社会保険の概要（社保加入メリット）

再掲

✓ 医療メリット

📺 1分で分かる！動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。※1



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間 給与の2/3の金額が受け取れます。※2



出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

出典：厚労省

社会保険の概要（社保加入メリット）

再掲

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前（国民年金のみ）

加入後（国民年金＋厚生年金保険）



出典：厚労省

社会保険の概要（社保加入メリット）

＜加入年数と年間給与額ごとの厚生年金年額表＞

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

（単位：円）

出典：厚労省

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・
基礎年金分816,000円に、**厚生年金分149,200円が加算されます。**
65歳～80歳までの累計加算額は、なんと220万円超になります。

今後に向けたメッセージ

社会の流れをとらえ、
その中で自分自身はどのように働いていきたいか。
しっかり考えて、自分自身で選択していくために…



- 今後どのように制度が変わろうとも、素早く立ち回れるよう、情報にアンテナを張っておくことが大切です。
- そして「今の手取り額」よりも、「将来のあなたと家族にとって何が重要か」の視点を持ちましょう。